

座間市教育委員会 1 2 月定例会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 教育長報告

5 案 件

(1) 議案

ア 座間市教育委員会職員の人事について

イ 座間市職員定数条例の一部を改正する条例案に関する意見の申出について

ウ 学校用地の一部管理換えについて

(2) 報告

県費負担教職員の任用について

6 閉 会

座間市教育委員会 1 2 月定例会議事運営要領

日 時	令和4年12月14日（水） 午前9時30分
場 所	座間市役所5階 教育委員会室
会 期	令和4年12月14日 1日間
前回定例会 年 月 日	令和4年11月9日
会 議 録 署 名 委 員	馬場委員 鈴木委員
経 過 報 告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	47	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
2	48	座間市職員定数条例の一部を改正する条例案に関する意見の申出について	教育部長
3	49	学校用地の一部管理換えについて	教育総務課長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者
1	13	県費負担教職員の任用について	学校教育課長

経 過 報 告

令和4年12月14日定例会

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席委員等
11月9日	水	教育委員会定例会	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員
11月10日	木	教育支援委員会	教育長
11月10日	木	県市町村教育長会連合会幹事会及び総会	教育長
11月11日	金	市民芸術祭絵手紙展	教育長
11月11日	金	市民芸術祭工芸・生活美術展	教育長
11月12日	土	小学校運動会（座間、ひばりが丘、相模が丘、入谷、旭）	教育長
11月12日	土	須賀川市・大仙市・座間市 3市交流会	教育長
11月13日	日	市民ふるさとまつり	教育長
11月13日	日	原水爆禁止啓発事業及び募金活動	教育長
11月14日	月	市庁舎消防訓練	教育長
11月15日	火	研究発表会（相武台東小学校）	教育長、鈴木委員、北村委員、有山委員
11月16日	水	納税表彰式及び中学生の「税に関する作文」表彰式	教育長
11月17日	木	市人権啓発講演会	教育長
11月18日	金	県市町村教育委員会連合会研修会	教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員
11月18日	金	市長定例記者会見	教育長
11月18日	金	市長表敬訪問（佐瀬晴樹さん、相模中学校3年生、全日本BMXフリースタイル選手権大会準優勝等）	教育長
11月19日	土	参加型防災訓練	教育長
11月19日	土	座間中学校区青少健ふれあい祭り	教育長
11月19日	土	市図書館を使った調べる学習コンクール表彰式	教育長
11月20日	日	市消防団第一分団 県消防操法大会報告会	教育長
11月23日	水	市青少年健全育成大会	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員
11月24日	木	市議会第4回定例会 開会・総括質疑	教育長

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席委員等
11月27日	日	市民健康マラソン大会	教育長
11月27日	日	東中学校区青少年フェスティバル	教育長
11月27日	日	市民芸術祭写真展表彰式	教育長
11月27日	日	市民芸術祭吟道大会	教育長
11月27日	日	市民芸術祭菊花展表彰式	教育長
12月2日	金	市議会第4回定例会 一般質問	教育長
12月3日	土	西中学校区青少年フェスティバル	教育長
12月5日	月	市議会第4回定例会 一般質問	教育長
12月6日	火	市議会第4回定例会 一般質問	教育長
12月8日	木	いさま会視察研修会	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員
12月11日	日	2022さがみ野ひばり祭	教育長
12月11日	日	市スポーツ人の集い	教育長
12月12日	月	第4回豊かな心を育むひまわりプラン改訂委員会	教育長、教育長職務代理者

議案第48号

座間市職員定数条例の一部を改正する条例案に関する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙の条例案に関し、異議のない旨を申し出ることについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和56年座間市教育委員会規則第9号）第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。

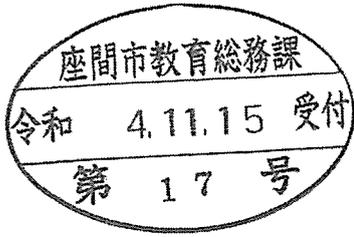
令和4年12月14日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

提案理由

職員定数等を改正するため提案するものである。



座企発第69号
令和4年11月15日

座間市教育委員会
教育長 木島 弘 殿

座間市長 佐藤 弥 斗



令和4年座間市議会第4回定例会提出予定議案に関する意見聴取について

このことについて、以下の提出予定議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

- 議案名
座間市職員定数条例

事務担当
企画財政部 企画政策課 企画政策係
内線 3324, 3316

P08

座教総収第17号

令和4年11月15日

座間市長 佐藤 弥斗 殿

座間市教育委員会

教育長 木 島



令和4年座間市議会第4回定例会提出予定議案に関する意見聴取について(回答)

令和4年11月15日付け座企発第69号で意見を求められた標記の件について、次のとおり教育委員会の意見を申し出ます。

教育委員会意見 異議なし

事務担当

教育部 教育総務課 庶務経理係

内線 3502, 3503

議案第70号

座間市職員定数条例の一部を改正する条例

座間市職員定数条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月24日

座間市長 佐藤 弥斗

提案理由

座間市職員定数条例の改正等をいたしたく提案するものである。

座間市職員定数条例の一部を改正する条例

座間市職員定数条例（昭和46年座間市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「定数」を「定数（人）」に、「537」を「562」に、「95」を「96」に、「175」を「179」に、「873」を「903」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 職員のうち、退職者、育児休業者、自己啓発等休業者、配偶者同行休業者、他の地方公共団体等において研修又は事務従事をしている職員及び初任教育中の消防職員については、前項に規定する職員の定数外として取り扱うものとする。

第2条に次の2項を加える。

3 前項に規定する職員（初任教育中の消防職員を除く。）が職務に復帰した場合において、第1項に規定する職員の定数を超えるときは、1年を超えない期間に限り、当該職員を同項に規定する職員の定数外とすることができる。

4 初任教育中の消防職員が職務に復帰した場合において、第1項に規定する職員の定数を超えるときは、当該初任教育が行われた年度内に限り、当該消防職員を同項に規定する職員の定数外とすることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

座間市職員定数条例新旧対照表（案）

現行	改正案																												
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="167 463 609 548">区分</th> <th data-bbox="612 463 782 548">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="167 553 609 638">市長の事務部局の職員</td> <td data-bbox="612 553 782 638">537</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="167 642 782 728">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 732 609 817">教育委員会の職員</td> <td data-bbox="612 732 782 817">95</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 822 609 907">消防職員</td> <td data-bbox="612 822 782 907">175</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="167 911 782 996">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="167 1001 609 1064">合計</td> <td data-bbox="612 1001 782 1064">873</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数	市長の事務部局の職員	537	(略)		教育委員会の職員	95	消防職員	175	(略)		合計	873	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="812 463 1254 616">区分</th> <th data-bbox="1257 463 1426 616">定数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="812 620 1254 705">市長の事務部局の職員</td> <td data-bbox="1257 620 1426 705">562</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="812 710 1426 795">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="812 799 1254 884">教育委員会の職員</td> <td data-bbox="1257 799 1426 884">96</td> </tr> <tr> <td data-bbox="812 889 1254 974">消防職員</td> <td data-bbox="1257 889 1426 974">179</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="812 978 1426 1064">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="812 1068 1254 1108">合計</td> <td data-bbox="1257 1068 1426 1108">903</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数 (人)	市長の事務部局の職員	562	(略)		教育委員会の職員	96	消防職員	179	(略)		合計	903
区分	定数																												
市長の事務部局の職員	537																												
(略)																													
教育委員会の職員	95																												
消防職員	175																												
(略)																													
合計	873																												
区分	定数 (人)																												
市長の事務部局の職員	562																												
(略)																													
教育委員会の職員	96																												
消防職員	179																												
(略)																													
合計	903																												
<p>2 職員のうち、座間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年座間市条例第1号）第2条第1項の規定により派遣された者については、前項の職員の定数内として取り扱うものとする。</p>	<p>2 職員のうち、休職者、育児休業者、自己啓発等休業者、配偶者同行休業者、他の地方公共団体等において研修又は事務従事をしている職員及び初任教育中の消防職員については、前項に規定する職員の定数外として取り扱うものとする。</p> <p>3 前項に規定する職員（初任教育中の消防職員を除く。）が職務に復帰した場合において、第1項に規定する職員の定数を超えるときは、1年を超えない期間に限り、当該職員を同項に規定する職員の定数外とすることができる。</p> <p>4 初任教育中の消防職員が職務に復帰した場合において、第1項に規定する職員の定数を超えるときは、当該初任教育が行われた年度内に限り、当該消防職員を同項に規定する職員の定数外とすることができる。</p>																												

議案第49号

学校用地の一部管理換えについて

学校用地の一部を別紙のとおり管理換えすることについて議決を求める。

令和4年12月14日提出

座間市教育委員会

教育長 木島 弘

提案理由

教育委員会が管理する東中学校用地の一部を市長部局へ管理換えするため提案するものである。

学校用地の一部管理換えについて

1 管理換えの趣旨

座間市道12号線改良に伴う道路拡幅のため、教育委員会が管理する学校用地の一部を市長部局へ管理換えする。

2 対象用地

- (1) 名称 座間市立東中学校用地の一部
- (2) 所在地 座間市ひばりが丘五丁目6137番14（令和4年11月分筆）
- (3) 用途 学校用地
- (4) 地目 学校用地
- (5) 面積 133㎡（令和4年10月測量）
- (6) 現状 グラウンド

3 管理換え後の所管

都市部道路課

4 管理換え後の用途

座間市道12号線改良に伴う道路用地

5 管理換え期日

令和4年12月20日（予定）

